

## (案)

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金）の改正について

全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について、下記のと通りの結論とする。

## 記

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「247,150 円」を「248,450 円」に、ただし書の職員「230,700 円」を「232,000 円」に、部員「188,550 円」を「189,850 円」に、ただし書の海上経歴 3 年未満の部員「179,250 円」を「180,550 円」にそれぞれ改正することが適当である。

## 〔要望事項〕

航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたい。